

KONAN UNIVERSITY

# 所得再分配体系における基本的課題：給付つき税額控除を中心に

著者	小林 均
雑誌名	甲南経済学論集
巻	50
号	1・2・3・4
ページ	23-54
発行年	2010-03-20
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00001416">http://doi.org/10.14990/00001416</a>

# 所得再分配体系における基本的課題

——給付つき税額控除を中心に——

小 林 均

はじめに

今日社会保障制度や税制において各国で解決すべき問題として、低所得者や高齢者への所得保証あるいは生活保障に焦点が絞られている。いいかえると、所得再分配をいかにするかである。所得の再分配は所得の移転と課税等によって行われるため、それらをいかに組み合わせるかによって多様な形態をとるが、保証ミニマムインカム、負の所得税、給付つき税額控除、ベーシック・インカム等が代表的なものである。これらの中で、今日最も注目を浴びているのが、給付つき税額控除である。本稿では、まずわが国でもその導入が議論されている給付つき税額控除の所得再分配体系における位置付けを明らかにし、次に各国の給付つき税額控除の状況、そして日本への導入における留意点を確認し、最後に所得再分配体系の基本的課題を確認したい。

## 1. 所得再分配体系の諸類型

今日各国で導入され、日本でも検討課題とされている給付つき税額控除は、所得再分配体系の一つである。そこで、各再分配体系を整理し、給付つき税

---

(1) 政府税制調査会(2007)で、制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要性が説かれ、安心社会実現会議(2009)で税制の抜本改革における低所得者対策として位置づけられている。

額控除制度の位置付けを、まず行うことにする。

市場で決定された所得分配に、課税や保険料という形の負担が課され、公共支出・給付という形で便益が付与され、その結果として、所得の移転、すなわち所得の再分配が行われている。この中で、一般的には、公共支出あるいは公共財の便益を除き、純然たる所得の移転の部分で、いかに高所得層から低所得層に所得の移転がなされているか、そうした体系がいかに公平で、行政費用や情報という費用を含めいかに効率的か、さらに財源等を含め持続性があるのかが、再分配体系を設計する際に考察しなければならない論点とされている。

これまで提案され、あるいは実施された再分配体系を類型化すると、保障ミニмумインカム、負の所得税やその1類型である給付つき税額控除、ベーシック・インカムの3つが代表的なものである。ここでは Kolm (2005) に依拠し、ベーシック・インカムを意識し提案された ELIE<sup>(2)</sup> を加えて、その比較を試みよう。

保障ミニмумインカムは、ある一定水準の所得を保障するために、実際の稼得所得との差額を全額補填するものである。その全額補填が労働供給へのマイナスの効果や制度への依存性、いわゆる「貧困の罨」をもたらすことが欠点とされてきた。こうした欠点を克服するために考案されたのが負の所得税である。労働供給へのマイナス効果を軽減させるために、参照所得とそれより低い稼得所得とのギャップの一部を（参照所得を超えるブラケットに適用される）最低所得税率と等しい率で、給付するものである。

負の所得税の1類型で、アメリカで最初に大規模に適用され、イギリスや他国でも導入されたのが「稼得所得税額控除」(Earned Incomes Tax Credit: EITC) である。その背景には労働倫理 (work ethic) と給付への純然たる依

---

(2) Kolm (2005) で提案の体系、ELIE は equal labor income equalization の頭文字

### 所得再分配体系における基本的課題

存性を回避しようとしたねらいがあった。この制度の特徴は、対象となる人々の最終的可処分所得が補助率だけでなくかれらの稼ぎ (earnings) に依存し、結果的にかれらの賃金率とかれらの仕事に依存するようになってきていることである。給付はニーズのみで決定されない。

ベーシック・インカムの特徴は、働かないという選択をする人にさえニーズの充足を許すことである。したがって、条件なしに、すべての人に、同一の一括の金額 (lump-sum amount) を与える。そのかわり、それまでの他のすべての扶助・給付は廃止する。もともとの提案では単一の消費税を財源とするものである。<sup>(3)</sup>

ベーシック・インカムを意識し、その他の所得扶助政策を補完するものとして Kolm (2005) によって提案されたのが ELIE である。この体系における給付は、資源に対する先験的な権利から来る。この体系の基本概念は、平等化された労働および係数である。<sup>(4)</sup> 分配の公正の概念からくる給付で、異なった生産性を持ったすべての個人によって提供される同一労働の収穫の平等な分け前を意味する。<sup>(5)</sup> 考慮される労働は「平等化された労働」である。各個人が自身の賃金と全体の平均との差に比例して受け取るか与えるかであり、その比例するものが平等化された労働である。生産性の差が所得給付の比例的差で保障される。つまり、各個人  $i$  は移転  $t_i = k \cdot (\bar{w} - w_i)$  に直面する。 $w_i$  は個人  $i$  の賃金率、 $\bar{w}$  は各個人の賃金率  $w_i$  の平均値、 $k$  は平等化された労働を表す。 $t_i > 0$  ならば補助金、 $t_i < 0$  ならば  $-t_i$  の課税となる。

---

(3) ヴェルナー (2007), 11-12頁。

(4) 強制的介入および支配からの自由を意味する社会的自由は、古典的基本権あるいは方法の自由を賛美する方法的自由主義論 (強制的介入なしに行為をし、行為による意図した結果からの便益を受ける自由) として表現されるが、それに基づいている。

(5) 平等化された労働とは、当該社会の再分配、平等、連帯、互酬性、経済的コミュニティそれぞれの度合いを表す概念である。

以上4つの再分配体系を式と図で表すと次のようになる。社会的給付が各人の稼得所得や労働の関数としての可処分所得を決定する、と考え、労働の関数として可処分所得を4つの体系について表すと、図1になる。比例税率で賃金率が固定という仮定のもと、一般的な場合の各再分配体系の低所得部分を表す太線は線形になっている。所得税の効果は、体系の固有の部分なので、負の所得税や給付つき税額控除にのみ示されている。EDIEは稼得所得の関数としての給付がない。ベーシック・インカムのための財源としての所得税が特定化されておらず、示されていない。

各個人の労働量、賃金率、可処分所得をそれぞれ  $l_i, w_i, y_i$  とする。

保障ミニマムインカムは、稼得所得を  $w_i l_i$  とすると、 $w_i l_i < y^m$  である場合は常に、 $w_i l_i$  に変えて、 $y^m$  にするものである。図1における、 $w_i l_i = y^m$  における可処分所得曲線のキックによってもたらされる労働へのマイナス効果が、負の所得税への提案をもたらした。

一定の補助率・税率をもった負の所得税では、ある水準  $y^c$  より低い稼得所得はそのギャップの一定割合にひとしい補助金で補完される。つまり、

$$y = w_i l_i + \alpha(y^c + w_i l_i) = \alpha y^c + (1 - \alpha) w_i l_i$$

したがってすべての人にとって、 $l_i = 0$  ならば、 $y = \alpha y^c = y^0$  となる。

その可処分所得線は所得軸の所得の  $y^0$  という同じ点から引かれる直線で、稼得所得線  $y = w_i l_i$  と一定所得線  $y = y^c$  と交差する点を通過する。

ベーシック・インカムは、稼得所得のすべての線を同額だけ平行移動させる。それゆえすべての線が所得軸の同じ点から引かれる（線の傾きは、所得税がないならば  $w_i$ 、あればそれより少なくなる）。

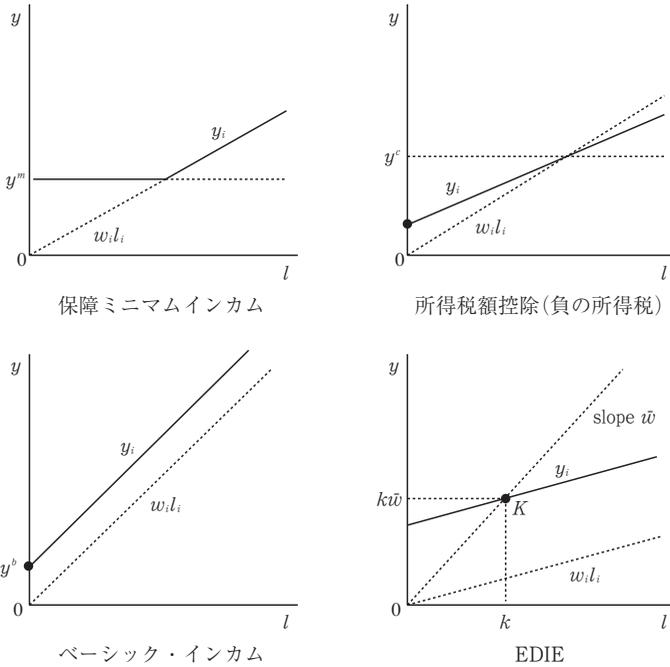
EDIEの可処分所得線は直線で傾き  $w_i$ 、同一の点  $K(l_i = k, y_i = \bar{w}k)$ 、 $\bar{w}$  は各個人の賃金率  $w_i$  の平均値) を通る。ベーシック・インカム、負の所得税は

---

(6) ELIEで、労働を持続 (duration) で計測した、Equal Duration Income Equalization の頭文字である。

所得再分配体系における基本的課題

図 1



資料出所 Kolm (2005), p. 241.

所得軸（労働がゼロ、 $l_i=0$ ）上の同一の点を通る、それに対して EDIE は異なり、点 K である。

各個人にとって、EDIE とベーシック・インカムの下では、可処分所得線は稼得所得線（傾きは  $w_i$ ）に平行、負の所得税では、稼得所得線と可処分所得線は、所与の  $y=y^c$  で交差する。

これら諸体系を、財源、効率性・インセンティブ、情報、という観点に加え、再分配政策の背景にある倫理的・哲学的側面をも考慮して、整理してみる。<sup>(7)</sup>

## (1) 財 源

コスト面で問題を抱えるのが、ベーシック・インカムである。富裕、貧困を問わず、誰にでも一律一定額を与えることからくる問題である。富裕者に与えるお金は、貧困層に与えられるならばよりよくつかわれるだろうし、貯蓄されるならばこの制度の総コストをコントロールしやすいようにできるであろう。すべての人に平等に与えられるがゆえに、①他の所得がまったく無い人の基本的ニーズを充足するに十分な水準では、耐えられないほど費用がかかるし、②総費用が現実的可能性以下では、基本的給付があまりに低水準で最も貧しい人々の基本的ニーズの充足を許さないものになる。

これに対して、その他の体系は給付対象に何らかの限定がついている。ELIEは、その計画のロジックから、受け取られる移転（補助金）は生み出される移転（税金）と均衡している。ある個人から別の個人への移転の組み合わせとすらいふことができる。もし平等化された労働  $k$  の下で個人  $i$  が  $p_i(k)$  という価値（EDIEでは  $kw_i$ ）を生み出すならば、各個人  $i$  はお互いに  $\alpha_i = p_i(k)/n$  を移転するか、個人  $i$  が  $\alpha_j < \alpha_i$  となる個人  $j$  に  $(\alpha_i - \alpha_j)$  を移転する。

## (2) 効率性とインセンティブ

財源として所得税を使用するいかなる体系は、つねに非効率とマイナスのインセンティブをもたらす。ELIEはパレート効率的な再分配体系である。なぜなら、その給付は非弾力的なさまざまなパラメーター（つまり、人々の選択や行動から独立のパラメーター）、所与の生産能力の市場価値に依存しているから。<sup>(8)</sup> ELIEの給付は非弾力的パラメーターに基づくという意味で一

---

(7) Kolm (2005), p. 233-239.

(8) *ibid.* p. 236. 情報収集過程からもたらされる弾力性は2次的、マイナーである、としている。

## 所得再分配体系における基本的課題

括 (lump-sum) であるが、すべての人に対して同一ではない。

扶助によってもたらされる問題、とりわけ労働供給に関する問題が再分配体系における主要な関心である。援助 (aid) が労働供給に対し減少か増加、あるいはまったく誘引を与えないかもしれないからである。このことは浪費 (waste) をもたらす。なぜならば、大きくはないが、国民所得の減少をもたらすかも知れないからである。一方国民所得を増やすかもしれない。適切なマクロ経済状況において、消費性向が高い低所得者による消費の増大がもたらされるかもしれないからである。

労働の位置付けの問題がある。労働者自身の判断と異なる見解からの、労働好意的な偏りがある。これらの見解は労働を（もし別の選択が全く働かない、あるいは単なるみせかけの仕事ならば）、社会的統合にとって、その人の家族にとって、当該の人自身の考えにかかわらず本人にとって、有益なものとして保つことができ、あるいはこれらの見解が純粋な道徳的理由 (work ethics) でそれに好意を示すかもしれない。

ELIE はパレート効率的であるが、非効率と労働へのマイナス効果をもたらす価格効果ではなく、所得効果により労働供給に影響を及ぼす。労働減退効果と労働促進効果の双方を持つ。より低賃金の人が所得をもらいより少なくしか働かないかもしれないし、より高い賃金の人は所得を生み出さねばならないから、より多く働くかもしれない。増加する労働サービスは、減少するサービスより、社会の需要により価値を認められる。

ベーシック・インカムは非弾力的かつ一括的であり、したがってそれ自身はパレート非効率を全くもたらさない。しかし、普遍的なので、もし基本的ニーズをカバーするならば総額はかなり高い。したがって標準的な税（非効率をもたらす）による財源調達であるならば、結果的な総非効率は大きくなりそうである。<sup>(9)</sup>

低所得者に一定水準への補助をする保障ミニマムインカムのもたらすマイ

ナスのインセンティブ効果を減らすために既述のように負の所得税は提案された。一般的に、標準的な税による給付体系の財源調達には、パレート非効率をもたらす。また要素供給にも影響をもたらす。価格効果により要素（労働）供給を減らし、所得効果により供給を増やす。

### (3) 情報と執行

すべての再分配政策・体系の実施は、それらの評価と情報という二つの問題が生じる。この問題は体系の支出だけでなくその財源の受取にかかわる。普遍的ベーシック・インカムの場合、この問題は、最小となる。各人が一括の金額を受領したことを確認することで十分である。しかしベーシック・インカムの水準が十分なものであるならば、その必要な資金獲得を考慮するとそうでもなくなる。

給付にとって必要な情報は、諸体系に応じて、個人あるいは家計に与えられた稼得能力と賃金率、実際の所得・資産の総額や実際の消費、ニーズその他多様な要因である。すべてのケースでどれ一つととっても、他のものより得やすいという情報はないし、あるケースでは各々が他のものより得やすいことがある。労働市場は、さまざまな労働と能力の生産性の値である賃金率を示してくれる。

### (4) 自由と尊厳

自由と尊厳、という論点は経済学の枠の中で明示的に論じることは少ないが、再分配体系を論じる場合、重要な論点となると考えられる。ELIE は社会的自由 (social freedom) を重視し、この性質がこの制度の源である。これはベーシック・インカムにも当てはまる。しかし、ELIE に比べ、それ以外

---

(9) ヴェルナー (2007) では単一の消費税を財源とする。

## 所得再分配体系における基本的課題

のすべての給付体系は、その財源調達が現行の一般的な課税で行われるならば、それによる手続きの自由 (process-freedom) の侵害がもたらされる。この効果は十分な水準の普遍的ベーシック・インカムの提供の場合、大変大きくなると考えられる。

ELIE とベーシック・インカムとは、個人への利用可能な手段 (means)、したがって、手段の自由 (means-freedom) の提供の点で異なる。ベーシック・インカムはすべての人に同額の補助を与える。この点で、これは、異なるもの (unequals) の平等な取り扱いである。ELIE は能力の違いに対する補償で、高い稼得能力を持つ個人から低い稼得能力を持つ個人への給付という形で行われる。ベーシック・インカムは、個人に与える自由を強調する。これはすべての人が持っている社会の資源への平等の請求を構成することを意味する。しかし、この資源が何か、どの資源が必要量提供できるか、を明らかにしていない。

一方尊厳という点からして、いかなる扶助体系も扶助される人の尊厳という基本的な論点にかかわる有害な効果を、受け取る人自身やその他の人の目からみて持つことになる。ELIE の下では、給付を受ける人はただ自然資源価値の彼らの正当な割合を受け取るだけである。この論拠は扶助でなく、消費のためや低い稼得能力の救済のためでもない。受け取る側の尊厳や自尊心の問題を生じない。

一般的な ELIE の下では各個人はお互いに同じ仕事の成果の同じ分け前を与える。EDIE の場合、とりわけ、各人がお互いに同じ仕事の成果を与える。したがって、二人の場合、基本的人間価値 (人間の時間と人間の努力) の同じ量の貨幣価値の相互移転が起こる。これはもっとも深い相互の平等性を構成するものとして見ることができる。ELIE 以外では、すべての人によって等しく受領されるベーシック・インカムは先験的に尊厳と自尊心の問題を回避する傾向をより持っている。しかし、財源面を考慮すると局面は異なる。

人々が平等に負担を貢献するならば、実際の効果を持たない。一般的な状況では実際に再分配が起こり、したがって他の人から受け取る人が存在する。

## 2. 給付つき税額控除の4類型と各国の経験

上記所得再分配体系の類型の中で、ワーキングプアの発生や格差問題を背景に、日本でも、負の所得税の1類型である、給付つき税額控除制度の導入が検討され始めた。すでに欧米各国で導入・経験されている給付つき税額控除は、大きく4つの類型に分類される。<sup>(10)</sup>それは、(1)勤労税額控除、(2)児童税額控除、(3)社会保険料負担軽減税額控除、(4)消費税逆進性対策税額控除、である。

(1)勤労税額控除には、アメリカの「稼得所得税額控除」(Earned Income Tax Credit: EITC)やイギリスの「就労税額控除」(Working Tax Credit: WTC)がこれに当たる。オランダの「労働所得税額控除」(Labor Income Tax Credit: LITC)は、(3)社会保険料負担軽減税額控除を代表するものである。カナダでは消費税の逆進性対策として、基礎的生活費の消費税率分を所得税額から控除し、控除しきれない部分については還付・給付する税額控除制度である、「財およびサービス税額控除」(Goods and Services Tax credit: GST)が導入された。これは(4)消費税逆進性対策税額控除に分類される。これらを、適用要件、給付対象、給付・控除額、政策目的、という観点から一覧したものが、表1である。

アメリカではAFDCの下で社会保障給付に依存して「貧困の罌」に落ちている単身母子家庭が急増し、社会保障給付の増大に直面した。それに対し1996年に世帯の就労参加を促進しつつ生活を保障するようなTANFが導入される社会保障改革がなされ、その中でEITCも注目を浴びることになった。

---

(10) 森信(2008)の分類による。18-27頁。

所得再分配体系における基本的課題

表 1

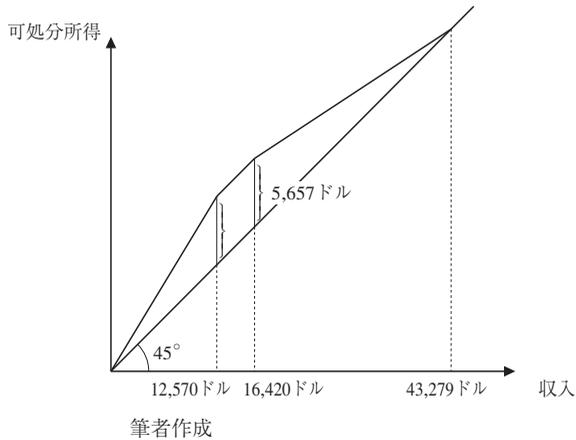
	適用要件	給付対象	給付・控除額	政策目的
アメリカ EITC 1975年創設 1996年改革 TANF の導入	稼得所得	子供をもつ低所得世帯(シングルマザーが主)	稼得所得と子供の数で控除額が変わる	子育て支援 就労促進
アメリカ CTC 1998年創設 2001年改革 2005年改革	子供3人以上 2人以下でも可	子育て世帯全般	税額還付 税額還付	税負担軽減 所得再分配に変容
イギリス 1998年 FC 1999年 WFTC 2003年 WTC	週16時間以上就労	扶養児童有する世帯	時間連動	低所得者の所得保障
イギリス CTC 2003年	子供あり	世帯	変動	子育て支援
オランダ LITC 2001年	勤労所得	個人単位	給付・税額還付なし	低所得層の社会保険 負担軽減
オランダ CTC	子供あり	世帯	一律・勤労所得額による2段階	
カナダ GST 1991年創設(付加 価値税導入に対応) 2009年	納税申告	世帯単位 (本人, 配偶者, 子供)	年収3万ドル以下 年収32,312ドル 以下全額控除	逆進性対策

筆者作成

アメリカの EITC は、対象としてシングルマザーを主とし、子育て支援と就労促進を主たる目標としている。

2009年時点で、(i)対象年齢：25歳以上65歳未満であること。高齢者には EITC は適用されない。(ii)適用要件としての稼得所得の定義：EITC は稼得所得 (Earned Income) を得ている者に対して適用。稼得所得を課税ベースとする所得税，社会保険税の軽減を意図し，さらに就労に対するインセンティブ付与により，無就労状態からの移行を意図。稼得所得は，給与収入に留まらずより広義の労働あるいは事業から得られる収入を含む。生活保護や失業手当などの公的扶助は含めない。(iii)子供の定義：子供の数（ゼロ，1人，2人，3人以上）に応じて4タイプの控除スケジュールを用意。適用

図2 EITCの構造



資格となる子供の定義は、19歳未満の扶養家族。3人以上の区分が2009年に新設。(iv)控除スケジュールは台形状：個人が受け取る稼得所得の増加につれ、給付つき税額控除が比例的に増加する phase-in (税額控除・給付増) エリアを設け、上限としての一定額で推移する plateau (定額部分) エリア、所得の増加につれ税額控除が徐々に消失していく phase-out (税額控除・給付減) エリアの3つから構成。phase-in (税額控除・給付増) エリアにおいて、AFDC の下で勤労をせずウェルフェアに依存していた貧困世帯（おもにシングル・マザー）の就労促進のために、稼得所得の上昇が給付つき税額控除の増加をもたらす仕組みとしており、plateau (定額部分) エリアでは、低所得者向けの一定額の保障を意図し、最後の phase-out (税額控除・給付減) エリアでは、給付対象を低所得世帯に限定し、給付総額の抑制を図った。ただし所得税とあわせた限界税率が高くなり、労働供給を阻害する可能性がある。

図2にあるように、控除スケジュールは台形状で、子供が3人以上の個人の場合、所得が12,570ドルまでは、所得の1ドル上昇につき0.45ドルだけ税

### 所得再分配体系における基本的課題

額控除が増加し（増加率45%）、その上限は5,657ドルとなる。上限額5,657ドルは年収16,420ドルまでの個人に適用され、それ以上の収入に対しては、収入1ドルの上昇につき0.21ドルだけ税額控除が減少し（減少率21%）、収入が43,279ドルになった時点で EITC は消失する仕組みとなっている。

アメリカの EITC を導入した、イギリスの WTC および CTC は2つの制度が一体となって給付つき税額控除の制度を構成している。WTC は適用要件が収入でなく、週16時間就労基準が主たる給付要件とすることにより、低所得者の所得保障の機能を担い、CTC は主たる給付要件を子供の数とすることにより、子育て支援の機能を担っている。2009年でのその詳細は、以下の通りである。

- (i) WTC の適用要件：16歳以上であること、及び週当たりの就労時間が16時間以上であること。収入基準がなく、就労時間が16時間以上であるという基準が、WTC を勤労税額控除タイプの仕組みとしている。
- (ii) WTC の算定方法：適用者には、Basic element 1,890ポンド、Couple and lone parent element 1,860ポンド、30 hour element 775ポンドなどの各種の控除額が適用。主な特徴は、第1に、アメリカの EITC と異なり phase-in（税額控除・給付増）エリアが存在しない。第2に、WTC 及び CTC は、家族単位で適用。夫婦世帯や1人親世帯に対しては、生計費の増加を考慮して、Couple and lone parent element（1,860ポンド）が加算され調整。第3に、就労インセンティブとして、30 hour element（775ポンド）を導入。週当たり16時間就業すると適用資格が発生し、さらに30時間就業すると控除額が加算される仕組み。この時間基準によって、短時間労働からフルタイム勤務への就労促進的効果を期待。
- (iii) Family Income: WTC 及び CTC は家族単位で適用。phase-out（税額控除・給付減）エリアの参照対象となる所得は、本人および配偶

者の収入の合計である Family Income である。Family Income は夫婦単位の収入で、アメリカの EITC の適用対象となる勤労所得に比べると、利子所得などの資本からの所得を含める。

(iv) phase-out (税額控除・給付通減) エリアの算定方法：夫婦の合計所得である Family Income が年収6,420ポンドまでは、算定された WTC 及び CTC の控除合計額がそのまま適用額となり、年収6,420ポンド以上では、年収1ポンドの増加につれて0.39ポンドだけ控除額が減額。家族タイプによって異なるが、年収が2万ポンド程度になると、控除額がほぼ消失。

(v) CTC の適用要件：16歳以下の子供を有すること。20歳未満の学生および16-17歳の仕事を有する者のうち週当たり就労時間が20時間以下の子供も適用対象。

(vi) CTC の算定方法：適用者には、家族定額545ポンドと子供1人あたり2,235ポンドの控除額を適用。これ以外に、ゼロ歳児加算、障害児加算等がある。有資格者に各種の条件を設定することにより徐々に適用額を増やしていく仕組み。アメリカの EITC との違いは、適用要件に就労条件がなく、phase-in (税額控除・給付通増) エリアが存在しない。

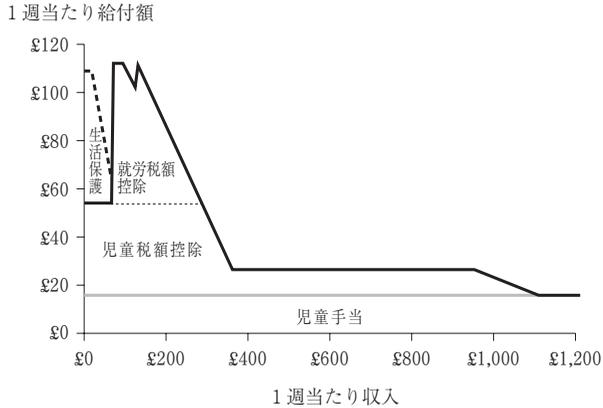
カナダはアメリカ、イギリスと異なる対応をしている。財・サービス税額控除 GST を採用し、付加価値税における逆進性対策として、低所得者における付加価値税負担の軽減が税額控除の目的で、家族収入については、広めの収入基準をとっている。

2009年で適用要件は納税申告額の家計所得、対象所得は純所得で夫婦単位の所得、範囲は広く、控除対象者は本人、配偶者、子供である。

(i) 適用要件：次の3要件のうち、いずれか1つを満足すれば適用資格を得る。(イ)19歳以上、(ロ)配偶者を有する、(ハ)扶養する18歳以下の子供を

所得再分配体系における基本的課題

図3 イギリスの税額控除(給付)制度



資料出所 田近他 (2009)

有する。

(ii) 算定方法：家族単位で算定。本人および配偶者に、それぞれ248カナダドルが適用。子供1人あたりに、130カナダドルを適用。夫婦の収入合計が32,312カナダドルまでは、上記より得た GST クレジットの総額が全額適用。32,312ドルを超過した家族には、超過分の5%相当額が減額。減額額が GST クレジットの算出額を上回った家族の適用額はゼロ。

(iii) Net income: 夫婦の収入合計 (Net income) の定義は、配当や利子などの投資所得を含めない勤労所得であるとする点においてアメリカと同じだが、年金所得、失業手当、社会扶助などの所得を含む点で異なる。

オランダは2001年の所得税改革で、①総合課税制度を廃止し、資本所得を勤労所得などと分けて課税する分離課税制度 (ボックス・システム) を導入、②基礎控除や扶養控除などの所得控除をすべて税額控除に変更、を行った。さらに、税額の還付がなく、控除の形状は phase-in (税額控除・給付増) エリアと plateau (定額部分) エリアからなり、phase-out (税額控除・給付減) エリアがない。オランダではさまざまな税額控除が活用されている。

標準的な世帯に適用される代表的なものを表したのが表2である。General Tax Credit は65歳未満の全員に一律1,990ユーロの控除し、65才以上には一律に948ユーロを控除する。

表2 2006年のオランダにおける主要な税額控除

税額控除の種類	税額控除額	税額控除の適用条件など
General Tax Credit	1990ユーロ	GTCは原則個人に対してのみ適用される。 ただし配偶者(Partner)が、所得が少ないためGSTを使い切っていないとき、申告によって、残ったGTCを適用できる。
Employed Person's Tax Credit	最大 1357ユーロ 税額控除額は勤労所得額によって変動	勤労所得のある個人に適用。 勤労所得に対する税額控除率は以下。 * 8132ユーロ以下の勤労所得 1.795% * 8132ユーロを超える勤労所得 12.421%
Child Tax Credit	最大 802ユーロ	子供のいる世帯に子供数に関係なく一律に適用される。 税額控除額は以下。 勤労所得が28521ユーロ以下 802ユーロ 勤労所得が28521ユーロを超える場合 802ユーロから控除率5.75%で遞減
Combination Tax Credit	146ユーロ	以下の条件をみたまず個人に適用される * 勤労所得が4405ユーロを超える個人。 * 12歳以下の子供のいる世帯に属すること。

\* 上記は代表的な税制控除のみ、その要点を記した。

\* 控除額や控除率は個人の年齢によっても異なる。上記は1949年以降生まれの個人について示した。

\* 詳細はオランダ国税庁ホームページ (<http://www.belastingdienst.nl>) などを参照のこと。

資料出所 田近・八塩 (2006a)

こうした給付つき税額控除を実施している、アメリカ、イギリス、オランダ、カナダにおける、税額控除はいかなる位置付けがなされ、いかに評価されているかが、次の課題である。

## 所得再分配体系における基本的課題

### (1) アメリカにおける給付つき税額控除の位置付けと評価

アメリカにおける給付つき税額控除については、2005年のデータに基づき、田近・八塩（2006b）によって詳しく分析されている。アメリカでは「稼得所得税額控除」(Earned Income Tax Credit: EITC) と「児童税額控除」(Child Tax Credit: CTC) という2種類の税額控除が用いられている。EITC は子供をもつ低所得世帯への税額控除で、貧困対策として用いられ、CTC には子育て世帯全般への経済的支援の役割がある。アメリカの税制は、家族構成の違いによる担税力の違いは基礎的な人的所得控除によって配慮し、その上で、EITC と CTC によって特定世帯に対し集中的に経済的支援を行う形を採っている。

EITC の政策目的は、①税額控除の対象を子供のいる貧困世帯に限定して集中的に所得を再分配し、そうした世帯への経済的支援を行うこと、②稼得所得のない世帯を控除の対象から除外することで貧困世帯の就労インセンティブを高め、その就労参加を促すこと、である。これまでの実証研究の結果では、②の就労参加促進効果か非常に大きく、貧困世帯の就労参加を促しつつ経済的支援ができる政策として EITC は評価されている。

EITC の最大の特徴は稼得所得額と子供の数によって税額控除額が大きく異なることである。2005年では、ひとり親世帯と両親がそろっている世帯で控除額が若干異なり、両親がそろっている世帯がひとり親世帯に比べ、plateau (定額部分) エリアが2000ドル長くなっている。稼得所得による税額控除額の変化は、台形状で、所得が増大するにつれて phase-in (税額控除・給付通増) エリア (子供2人世帯の増大率は40%) を設け、就労を促進する構造を持ち、phase-out (税額控除・給付通減) エリアを設けることで (子供2人世帯の控除減少率は約21%)、控除の対象を低所得世帯に限定し集中的に所得を再分配するねらいがある。ただし phase-out (税額控除・給付通減) エリアは、所得税、社会保障税に加えてフードスタンプの支給額減少による、

労働供給へのマイナスの効果の可能性が指摘されている。

子供のいない世帯に対する控除は非常に小さく、1993年の改革によって子供2人以上の世帯に対する控除が大きく拡張された。これによって子供をもつ貧困世帯への所得再分配という EITC の政策目的がより明らかとなった。

1998年創設の税額控除である CTC の政策目的は、子供をもつ所得中位階級の税負担軽減で、子供が3人以上の一部の世帯を除いて還付を認めていなかった。2001年の改革で子供が2人以下の世帯への還付が条件つきで認められ、また税額控除額自体も拡張されたため、還付による低所得者への所得再分配機能をあわせもつようになった。

CTC は子供のいる世帯に対して子供1人当たり（2005年で1000ドル）税額控除が適用される。ただし税額控除額が所得税額を上回る低所得世帯への還付と、富裕階層への控除適用に対して制限を設けている。所得税額を上回る控除部分の還付は（子供が2人以下の世帯の場合）①還付の対象世帯は勤労収入が11,000ドル以上の世帯、②還付の限度額は勤労収入が11,000ドルを超える額が2005年改革で10%から15%に増加、という2つの制限がある。富裕階層に対しては、所得がある一定額（ひとり親世帯75,000ドル、両親がいる世帯110,000ドル）を超えると、子供の数×1,000ドルの税額控除額は減少率5%で減少するという制限がある。

CTC の税額控除額（子供1人世帯と2人世帯のケース）は EITC と同様、phase-in（税額控除・給付増）エリアと phase-out（税額控除・給付減）エリアをもつが、CTC の目的は子育て世帯全般に対する税負担軽減であるため、貧困対策の EITC よりは適用される所得範囲が幅広くなっている。

EITC と CTC との全体の所得再分配の効果について、子供をもつ世帯に対して集中的に再分配を行っていることを明らかにしている。子供を2人もつ低所得階層では税額控除額が所得税額を大きく上回り、勤労所得が15,000ドル程度の世帯は5,000ドル近い還付を受け、子供をもつ低所得世帯に対す

## 所得再分配体系における基本的課題

る EITC と CTC の所得再分配効果は非常に大きく、子供のいないシングルに対してはほとんど還付はなされていない。

US Congressional Budget Office (2005) を踏まえ、こうした税額控除による再分配が、アメリカの低所得世帯の所得税以外の社会保障税や州の売上税の負担を相殺する効果を果たしていると判断している。

### (2) イギリスにおける給付つき税額控除の位置付けと評価

イギリスの給付つき税額控除は、アメリカの EITC のイギリスへの適用に始まり、2003年改革で負の所得税への純化、ベーシック・インカム化へと進展した、と諸富（2009）は位置付けている。

保守党前政権下での1988年導入の給付つき税額控除の前駆形態である「家族控除」(Family Credit: FC) が、1999年労働党政権の下で「勤労世帯税額控除」(Working Family Tax Credit: WFTC) に置き換えられた。これは「テイラー報告」におけるアメリカの EITC のイギリスへの適用勧告の結果であり、「テイラー報告」は、FC を含め子持ち世帯支援制度のもつ問題点の解消を考え、1) 就労インセンティブの向上、2) 控除率（控除額の追加所得に占める比率）の引き下げ、3) 「スティグマ」からの解放、を目指す勧告をした。

この WFTC は、負の所得税的要素を持っていた。財務省および内国歳入庁報告書「英国の租税および給付体系の現代化」は税制と社会保障の統合の必要性を指摘していた。WFTC は次のような特徴をもっていた。

1. 控除率を70% (FC の下) でから55%に引き下げ
2. 給付の基礎となる所得を「課税所得」に
3. 所管を社会保障省から内国歳入庁へ
4. 資力調査の撤廃 (2003年改革)
5. 社会保障省と内国歳入庁で情報共有 (2003年改革)

2003年の改革は、イギリスにおける給付つき税額控除の更なる変容をもたらした。それは、負の所得税としての純化とベーシック・インカム化である。資力調査の撤廃を行い、受給者の所得情報のみに基づいて給付を実行する制度 (income test) へ移行し、これによって、二つのメリット①スティグマの回避②所得税と給付の一体運用、が得られることになる。これが負の所得税としての純化である。さらに2003年改革は、それ以前の子持ち家庭への財政支援の4つの要素①児童手当 (所得水準に関係なく各家庭に支給) ②2001年創設の児童の税額控除③WFTCの児童加算部分④生活保護の児童加算および家族加算部分のうち、①児童手当部分を残し、他の3つの要素を統合し、CTCを創設したことである。これに伴い、WFTCの基礎控除部分を衣替えし、「就労税額控除」(Working Tax Credit: WTC)を創設し、子供を持たない低所得層への給付拡大を行った。

2003年改革はCTCにおける就労要件を廃止し、適用要件を就労と切り離れた。これをワークフェアの一環として導入されたはずの給付つき税額控除がベーシック・インカム化しつつある、とみなしたのである。こうしたイギリスの経験から、給付つき税額控除を組み込むような所得税改革が、①貧困問題に対して万能でないにしてもかなり有効な対処法である、②グローバル化による所得税のフラット化への圧力が強められる中で、所得税制が貧困問題へアプローチできることが明らかになった、と総括している。

### (3) オランダにおける給付つき税額控除の位置付けと評価

2001年の所得税改革で、基礎控除や扶養控除などの所得控除をすべて税額控除に変更した。さらに、税額の還付がなく、控除の形状は phase-in (税額控除・給付増) エリアと plateau (定額部分) エリアからなり、phase-out (税額控除・給付減) エリアがない。

オランダにおける給付つき税額控除の特徴は、税額控除の還付は認めず、

## 所得再分配体系における基本的課題

税額控除分を社会保障負担とみなし、一括して徴収された所得税と社会保障税において、税額控除による社会保障税の相殺が認められているところにある。田近・八塩（2006b）は、社会保障税率が31.7%（2005年）と非常に高いため、税額控除による社会保障税の相殺が低所得世帯への非常に大きな負担軽減効果をもたらしていることを明らかにしている。ただし phase-out（税額控除・給付通減）エリアがないことにより、高所得層も控除の恩恵を受け、それが財政負担を大きくしているという問題が指摘<sup>(11)</sup>されている。

### (4) カナダにおける給付つき税額控除の位置付けと評価

カナダは消費税逆進性対策税額控除である。白石（2009）によると、夫婦と子供2人の4人家族の場合、年収250万円までは、年額7万円程度の給付を得ることができる。仮に家族の消費性向が0.8ならば消費支出は200万円であり、非課税品なしとすると、この家族の付加価値税の年間負担額は10万円である。従って、GST クレジットは、この家族が負担する付加価値税にほぼ一致する金額が還付される仕組みとなっている。

欧州各国をはじめとして諸外国においてひろく採用されている付加価値税の逆進性対策は、食料品などの生活必需品に軽減税率を適用する方法である。しかし軽減税率は制度の複雑化を招き、納税および徴税に要するコンプライアンスコストを上昇させる。これに対し税額控除方式はコンプライアンスコストの増加を回避することができるが、家計が実際に負担する付加価値税額と税額控除の額が一致しないという問題がある。家計ごとに消費パターンが異なるので、夫婦や子供の数に応じた控除額の設定方式では、消費水準が平均的な世帯よりも高い家族では、税額控除の規模が実際の負担額を下回ることになり、逆に、消費が少ない家族では税額控除の方が多くなるからである。

---

(11) 森信（2008）、26頁。

金子（2008）は、GST 控除は潤沢な財政黒字に支えられた先進的なものとし、さらなる改善を求めた OECD による Economic Survey of Canada 2008 による政策提言を紹介している。GST については、他の税額控除による還付と比較して望ましくないとしている。なぜならば、その税率をなるべく低く抑え、課税ベースは極力広く保つべきとしているので、免税処置などにかかるコストがきわめて高く、高所得者層に対しても低所得者層に対しても同様に還付してしまい、対象のターゲティングに劣る、というものである。食料品に対する免税措置 GST exemptions を廃止し、それに伴って生じる分配の不平等に対しては GST 控除をさらに強化することで対応すべきであるという提言である。

### 3. 日本における税額控除導入に関する諸提案

#### (1) 田近・八塩による日本における税額控除の導入の提案と留意点

田近・八塩（2006）は税額控除の導入による所得再分配効果を認める一方、実施したことないという執行体制上の課題を指摘している。税額控除を用いることの意義として、①今後さらに増大が想定される消費税や社会保険料負担を軽減、とりわけ低所得層に対する効果、②子育て世帯への経済的支援としての児童税額控除の活用、である。

日本における税額控除への適用にあたっての留意点として、2点指摘されている。①既存の制度との整合性の問題である。②還付可能な税額控除の執行上の問題である。①は、現状の所得控除制度では配偶者控除や扶養控除に同居老親や就学している子供（特定扶養控除）への上乗せがあり、一方で所得再分配の中心的役割を担ってきた地方自治体を通した「手当」（児童手当や児童扶養手当、生活保護手当）が存在する。現行の地方自治体を通した手当てによる再分配制度の大幅な拡張は、困難であると判断し、税額控除導入と既存の制度との整合性をいかに図るかが課題となる、としている。

## 所得再分配体系における基本的課題

②は、還付可能な税額控除制度をどのように執行するのかという問題で、アメリカの EITC は IRS (2002) によると不正受給が30%にもものぼるといわれるほど多く、それが最大の問題のひとつとなっている。日本で税額控除還付を実施するには、納税者番号制度の導入や還付を申請する納税申告者の増大に対応するための体制作りの構築の問題である。既述のオランダでは還付を社会保険料の相殺で実施するために、国税と社会保険料徴収を一括して行っている。日本でも税務署と社会保険を管轄する部門との連携の仕組みを整備しなければならない。

### (2) 白石によるアメリカ型、イギリス型、カナダ型の導入の試算と提案

白石 (2009) はアメリカ EITC、イギリス WTC、カナダ GST の制度の違いを明らかにし、厚生労働省「16年国民生活基礎調査」の個票レコードを用い、21年度税制を個人に適用し、アメリカ (EITC) 型、イギリス (WTC) 型、カナダ (GST) 型の給付つき税額控除制度を導入した場合について静的マイクロ・シミュレーションモデルによる結果を明らかにしている。

シミュレーション結果は、まず財政規模は、所得税から減額される税額控除部分と、負の所得税として新たに支給される部分からなり、イギリス型が4兆円弱で最大であり、9割弱が給付である。アメリカ型とカナダ型はほぼ1兆円前後で、給付部分が9割前後占める。

アメリカ型とイギリス型は全世界の2-3割が制度の対象となる。所得に対する適用額の比率は、アメリカ型では、30-40歳代の子育て世代が多く、イギリス型は WTC により高齢者が受給、カナダ型は少額で、年齢別の違いは少ない。所得階級別の適用額 (個人ベース) では、アメリカ型は台形状の給付スケジュールを実現し、イギリス型は低所得者への支給率が高く、カナダ型は逆進性の緩和に寄与している。所得階級別 (世帯ベース) では、程度の差があるが、イギリス型、アメリカ型、カナダ型の順で低所得世帯ほど厚

くなっている。子供人数別ではアメリカ型の導入では子供がいると収入の1割程度の保障、イギリス型は対収入比でアメリカ型並みで所得が多い人にも適用、世帯類型別ではアメリカ型はひとり親世帯の支給額が多く、イギリス型は単身世帯にも支給、カナダ型は高齢者にも支給される。

アメリカ型の導入について、①中低所得者をターゲットとする以上、収入上限の設定が必要で、②上限値の前後における給付断絶の回避のために、phase-out（税額控除・給付通減）エリアの必要性を指摘している。ただし、phase-out（税額控除・給付通減）エリアにおいては、所得の増加に伴う給付削減によって、個人が直面する限界税率が法定税率を上回事態が発生する可能性もある。③phase-in（税額控除・給付通増）エリアの設定は、就労インセンティブと所得保障のどちらを重視するかにかかっている、と判断している。アメリカのように生活保護の受給で就労を回避する失業者やシングルマザーの存在が問題となって就労インセンティブに配慮した制度設計が求められるのに対し、阿倍（2008）の指摘を生かし日本では就労インセンティブへの配慮の必要性は低いと判断している。

分析結果を受け、低所得者の収入の拡充のためには、彼らの就労環境を整えることが先決と考え、それでもなお給与収入が不足する者に給付つき税額控除を通じて所得支援の必要性を指摘している。その場合でも就労インセンティブを阻害しないように、勤労所得や就業時間といった適用条件を求めている。また給付つき税額控除を子育て支援のための政策手段と認めているが、諸外国での子供の人数に応じた適用条件の拡大と、所得に応じた通減部分の導入による所得保障の機能を求めている。また将来に予想されるわが国における消費税率の引き上げを考慮し、逆進性の緩和策としての税額控除の機能も指摘している。

## 所得再分配体系における基本的課題

### (3) 森信（2008）による児童税額控除の提案

阿倍（2008）は、税額控除の目的を有子世帯の経済支援、23歳未満の扶養児童を持つ世帯すべてを対象とし、日本の貧困問題はワーキングプアの問題として、勤労インセンティブを考慮する必要性なしと判断し、控除額は該当児童一人当たり定額、夫婦の合算課税所得の水準を考慮し、税込中立、すなわち扶養控除と配偶者控除を削減することによって得られる財源を税額控除に向けた場合について、改革前後で世帯構成、人口構成、人々の行動等が変わらないという静的マイクロ・シミュレーションの手法を用いて税込中立という枠組みでのマイナーな改革でも所得控除の逆進性を緩和し低所得層手厚い制度設計が可能であることを明らかにしている。その分析結果は、森信（2008）における中心的な役割を占め、喫緊の課題である少子化対策提案として、日本型給付つき税額控除、具体的には給付つき児童税額控除という形で具現している。子育て支援としての児童税額控除（児童数に応じ控除）を導入し、児童手当と役割分担をし、同時に所得控除を税額控除に代え、所得再分配効果を持たせ、財源は扶養控除ならびに配偶者控除の縮小で捻出するものである。

### (4) ま と め

日本の税制では低所得者への経済的配慮はこれまで所得控除を用いて行われてきた。しかしそうした所得控除が必ずしも低所得者だけでなく、むしろ中高所得層に恩恵をもたらすようになっていくとともに、一方で、所得控除の拡張は所得税の課税ベース狭め、その結果ごく一部の所得に高い限界税率をかけるという構造になっている。こうした認識を背景に、給付つき税額控除制度の導入が検討され始めたといえよう。

税額控除は逆進性的性格をもつ所得控除に比べれば低所得者にとって好ましいが、給付つき税額控除であれば、所得最低限以下の所得の人に恩恵をも

たらず。また税額控除であれば、特定目的の達成、例えば低所得者のみの負担軽減、勤労インセンティブの配慮、といったことが可能になる。

さらに、給付つき税額控除制度の適用要件や給付対象の設定によっては、負の所得税そのもの、あるいはベーシック・インカム化し、かなりの所得の再分配効果を達成することが可能であること、をイギリスにおける給付つき税額控除の経験は教えてくれた。またイギリス型の給付つき税額控除制度はその制度の持つ特徴から、日本に導入した場合、シミュレーション結果からかなりの程度の財源が必要となることが確認された。

一方給付つき税額控除制度(例えば EITC) の導入にあたって、留意しなければならないのは、就労促進を目的とした場合、phase-out (税額控除・給付減) エリアでは、労働供給がそもそも増えるとは限らない。もうひとつの目的である貧困対策に関しては、生活保護のような資力テストがないので不正受給が多いことが指摘されている。

企業の賃金設定にも影響を与えることが指摘されている。EITC を前提に低所得者の賃金が抑制される可能性があることである。したがって、最低賃金水準との関係を考慮する必要がある。

さらに導入による既存の給付体系との関係である。他の所得保障制度である、生活保護制度や年金制度との並存の問題である。並存させない場合には移行期の問題がある<sup>(12)</sup>。

税制と社会保障制度の統合や納税者番号の整備等問題とともに、財源問題(所得税関連の所得控除の撤廃、金融所得と労働所得に対する税率、法人税の税率、消費税の税率アップ)が必然の大きな課題となる。

---

(12) 既述のようにイギリスの給付つき税額控除には phase-in (税額控除・給付通増) エリアがなく、生活保護制度と並存させている。民主党がマニフェストで雇用保険と生活保護をつなぐ第二のセーフティーネットに挙げている点を、鈴木亘(2009)が指摘している。

## おわりに

所得再分配政策が注目を集めている背景は、グローバル化した世界の中で、格差、貧困問題が生じ、生活保障をいかに公平かつ効率的に実現する制度設計を行うかが、各国共通のテーマになったからと考えられる。そうした中で現在、低所得者対策として注目されているのが、給付つき税額控除である。既述のように給付つき税額控除と言っても、基本の枠組みや細部において国により異なる。ここではこれまでの議論を踏まえ、所得再分配体系論議における基本的論点として、労働の位置付けを含め再分配体系の背景にある思想・哲学と財源の問題に触れることで再分配体系論議の補完をし、本稿を閉じたい。

所得再分配は、市場で決定された所得分配に対し税制や社会保障制度による所得の移転であり、多くの場合が高所得者から低所得者への所得の移転である。今日とりわけ社会保障制度の持続可能性が懸念され、その財源をどう捻出するかが問われ、低所得者に対する所得補償をいかにしたらよいか問われている。

所得再分配を論じるフレームワークとして、効率的かどうか、公平であるかどうか、という視点が一般的である。すでに触れた所得再分配体系の論点の中で、給付に関連して、労働に対する考え方、労働の位置付けが重要な要素であるとともに、それは社会によって異なる可能性があり、これが再分配体系を決める一つの要因であることが分かる。さらに、所得の再分配という極めて利害が衝突する制度設計をいかに構築するか、それは所得再分配を人々がどう考え、いかに受け入れられるかどうかという視点がかかわってくる。そうした視点から所得の再分配を論じるのが、社会的選択、公共選択の視点である。すなわち、所得再分配は、送る側と、受ける側という、両者が存在するわけで、送る側（負担やお金を払う）の立場からみて正当化されるもの

で無ければならないということである。この視点をアメリカにおける所得再分配政策について Tresch (2008) は「Main Stream vs Public Choice」という形で展開している。また Fleurbaey (2008) は「責任」という視点を導入し再分配体系を論じている。これら所得再分配を論じる視点を、総合的かつ政治経済的な視点に立ち、とりわけベーシック・インカムを意識し論じたのが、既述の Kolm (2005) であり、その具体的提案が ELIE 体系である。それは合意に基づくものであり、合意をもたらす社会的自由、基本権をも視野に入れて論じたもので非常に興味深いものがある。ELIE 体系を詳細に見ることによって、再分配体系論議の補完をし、本稿を閉じたい。

ELIE の根拠は合意、社会的自由、基本的自由であり、社会の資源（人的資源）における権利を公約する。ニーズの充足が根拠ではない。もっとも要素賦存に恵まれていない人々が彼らのニーズ、特に基礎的ニーズを充足できるかどうかは、所与の社会における平均生産性に対し、平等化された労働及び係数  $k$  の水準に依存する。十分な水準であれば、基本的ニーズの充足を許すであろう。

ELIE 以外の体系は、その扶助が特定の消費か所得の維持によるかに問わず、より直接に最も貧しい人のニーズの充足をめざす。それらの根拠は一般的に自己保有を保障するもので、そして自己保有が受け入れ難い貧困を導く時のみ反対する。

ELIE は基本的に資源に対する固有一款の直接的権利と位置づけられ、他の体系は直接所得やその他の扶助の使用および効用に関心を持ち、ときにはこれのみにしか考慮せず、帰結主義者 (consequentialist) であるとみなされている。他の体系は、ニーズに焦点を絞り、基礎的ニーズを満たすために、所得の低い人にある一定水準に到達するよう扶助を行う。これが低い稼働能力の人に全く働かない誘因をもたらす。ELIE 以外の体系は社会的浪費（パレート非効率性）とさまざまな社会的効果並びに労働なしに補助金を受け取る

## 所得再分配体系における基本的課題

ことに付随する道徳的判断を伴う。社会的効果には社会的統合や家族のためおよび当人の個人的バランスのための労働の役割ならびに自律および尊敬への依存の文化がもたらす効果が含まれる。ワークフェアの労働倫理は働かない人への補助に反対するし、メリットがないか受けるに値する人への補助に反対する道徳的判断もある。失業保障の対象は実際に雇用を求めている人に共通に限定されている。

ELIE は合意、特に社会的自由および古典的基本的自由の帰結として、全体的 (global) 分配上の公正の解である。この体系は必ずしも公正のためすべての給付を含まない。特に選択された平等化された労働と係数  $k$  が基礎的ニーズ、とりわけその労働が市場によってほとんど報酬を与えられない人々にとっての充足を許すほど十分でないならば、ELIE は必要な扶助や所得維持によって補足される。しかし後者の給付は相対的に低いレベルになると判断されている。その哲学は、第1に人々に人々が権利として持っている資源の分け前を与え、次にこれらの資源と彼らの稼ぎが彼らの基礎的ニーズを満たすには十分でないならば、この個別の目的のため個別の扶助や特別な所得維持を与える。

多くの給付体系が、権利として、正義の要求として示され、ある種の社会的連帯を公約する。しかし ELIE の給付は資源における先験的権利を実現する (対応する所得の使用に言及することなく) ものであるのに対して、他の給付体系は援助 (扶助) の権利と理解される。ELIE が公約する主要な分配上の公正はある資源の平等分配に通じる。扶助体系はまた分配の公正を実現するものとしてみなすことができるが、それらは慈悲、同情、慈善によっても動機付けられる。

Kolm (2005) は、結局、再分配体系にかかわるたいていの疑問・問題は、大きく二つの論点にたどり着く、と結論付けている。<sup>(13)</sup> 一つはテクニカルな面で、すべての財源効果にかかわる論点で、とりわけ給付の財源のありようで

ある。もう一つは、概念的かつ哲学的な論点で、しばしば陰伏的であるが、諸体系の基本的かつ全体的根拠を形成するものである。前者は計数的な試算を行えば、受け入れられるものか、そうでないか判断できる問題である。それに対して 後者は各体系の持つ価値観、とりわけ労働に対する考え方、自由に対する考え方が、それぞれの社会の持つ、とりわけわれわれ日本人のもつ価値観として受け入れられるものであるかが制度を決定する上で、重要な要因になる可能性がある。

ELIEはこの2点に関して明快なものとして位置づけられている。支出の側面と財源の側面とを独立に考察することは概念上の誤りをもたらすとし、給付額が同じであるいかなる体系を比較する場合、その倫理的全体像は、費用負担の配分に依存する、とみなされる。

普遍的ベーシック・インカムは財源に関する効果の問題をひき起こす。他のすべての給付の取って代わり、すべての人が等しく受け取るので、もし給付の水準が人々の存在にとって十分（それがこの提案の根拠）ならば、費用は他のすべての給付の費用より大きくなる。ベーシック・インカムのさまざまな提案のたいていの美德はすべての人への平等分配からくる。この平等性こそがその非弾力性をしたがって資源配分のパレート効率性を示唆する。しかし、この平等性こそが高い費用を説明する。他の給付体系と比較すると、その費用は特定の個人の負担として表れる。これらの負担が平等ならば、それらは配分を補償することになり、そして全体系は現実に消え去る（非効率課税による浪費とモニタリングを除く）。したがって、この給付体系はその負担が等しくない場合のみ現実となり、そのとき再分配効果（累進的所得税他含めて）を持つことになる。

Kolm (2005) の指摘は、われわれが所得再分配体系を論ずる場合、社会の

---

(13) Kolm (2005), p. 239.

## 所得再分配体系における基本的課題

持つ価値観、そしてそれが反映する財源（負担）のあり方、という基本的な視点を、再度確認することを求めているといえよう。われわれ日本人が持つ労働観、財源問題に関連する社会・経済の状況を踏まえ、所得再分配を論じなければならないということである。Kolm (2005) はフランスにおけるコミュニティの成熟度に所得の再分配の解を求め、その具体的表現として ELIE 体系を提案したのである。ELIE 体系は、各個人がお互いに労働の同じ量の成果を与える、という意味で「一般的平等労働互酬性」(general equal labor reciprocity) と同等であり、労働や余暇の互恵的相互の移転の均衡が、公正な互酬性とみなされ、そこにおいてプラスの社会的感情が発展される、と考えた。その現実的な体系として、フランスの地域交換システム（フランス語で SEL）<sup>(14)</sup> を挙げ結語に代えている。

## 参 考 文 献

- 阿倍彩 (2008) 「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」 森信編『給付つき税額控除——日本型児童税額控除の提言』中央経済社、p. p. 57-90.
- 安心社会実現会議 (2009) 「安心と活力の日本へ」.
- 金子洋一 (2008) 「カナダの GST 控除の概要」 森信編『給付つき税額控除——日本型児童税額控除の提言』中央経済社 p. 153-172.
- 白石浩介 (2009) 「給付つき税額控除による所得保障 Income Tax Credits to provide Income Protections in Japan」 2009年10月三菱総合研究所 主席研究員.
- 鈴木亘 (2009) 「ベーシックインカムとベーシックインカム(釜)」.
- 政府税制調査会 (2007) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」.
- 高山憲之・白石浩介・川島秀樹 (2009) 「日本版 EITC の暫定試算」 一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッションペーパー422号.
- 田近栄治・辻山栄子・水野忠恒 (2009) 「ドイツ、イギリス、オランダ調査概要 (2009年6月7日-14日)」 2009年6月26日.
- 田近栄治・八塩裕之 (2006a) 「税制を通じた所得再分配——所得控除にかわる税額控除の役割——」 2006年度第63回日本財政学会報告.
- 田近栄治・八塩裕之 (2006b) 「税制を通じた所得再分配」 小塩・田近・府川編『日

---

(14) *ibid.* p. 509.

- 本の所得分配』東京大学出版会, p. 85-110.
- 森信茂樹 (2008) 「給付つき税額控除制度の概要と類型」 森信編 『給付つき税額控除——日本型児童税額控除の提言』 中央経済社 p. 9-29.
- 諸富徹 (2009) 「グローバル化による貧困の拡大と給付付き税額控除」 (2009年度日本財政学会提出資料).
- 山下篤史 (2007) 「所得税による子育て支援——児童税額控除の課題」 内閣府経済社会総合研究所ディスカッションペーパー ESRI Discussion Paper Series No. 190, 2007年8月.
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』 光文社新書.
- ゲッツ・W. ヴェルナー (2007) 『ベーシック・インカム——基本所得のある社会へ』 現代書館.
- Mark Fleurbaey (2008), *Fairness, Responsibility, and Welfare*, Oxford University Press.
- IRS (2002), “Compliance Estimates for Earned Income Tax Credit Claimed on 1999 Returns”.
- Serge-Christophe Kolm (2005), *Macrojustice: the political economy of fairness*, Cambridge University Press.
- Richard W. Tresch (2008), *Public Sector Economics*, Palgrave Macmillan.
- U. S. Congressional Budget Office (2005), “Historical Effects Federal Tax Rates: 1979 to 2003” (<http://www.cbo.gov/ftpdocs/70xx/doc7000/12-29-FedTaxRates.pdf>).